

議 第 54 号

令和 6 年 2 月 19 日提出

熊本市水道条例の一部改正について

熊本市水道条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市水道条例の一部を改正する条例

熊本市水道条例（昭和 33 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項及び第 36 条の 2 第 2 項ただし書中「第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令」を「第 16 条の 2 第 3 項ただし書の国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 36 号）の施行による水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。